

専門的秘密と守秘義務

東 山 紘 久

Confidentiality, Keeping Secrets & Professional Ethical Code

HIGASHIYAMA Hirohisa

1. 序

臨床心理士にとって守秘義務は当たり前のことである。しかし、専門的秘密とは何か、秘密を守るということはどのようなことなのか、と中身を吟味すると、そこにはなかなか深遠な問題が含まれている。それは、秘密を守る人の度量の大きさや守られる人との関係が、実際の守秘に大きく関与するからである。

心理臨床は、その性質上、密室で一对一で行われるか、親子や家族、同一症状に悩む者たちのグループ、等で行われていることが多かった。だから、心理臨床家がそこで見聞きしたことを、他人や世間に漏らす必要性や逼迫性はなく、秘密の漏洩は実際にはほとんど起こらなかった。唯一、学会発表や研究論文として公刊する場合を除いて、秘密漏洩が問題になることはなかった。臨床心理士はもともと秘密を保持できる世界で仕事をしていたし、秘密を漏洩することが、社会に開かれた場所で仕事をする他の守秘義務のある職業人や入札最低価格の漏洩といったような、公務員の直接的利害誘導などとも関わりがなかったからである。むろん、先にも述べたように、秘密にまつわるクライアントとセラピストの関係や両者の内的世界のあり方、セラピストの器の大きさ、クライアントの病態水準や自我水準との関わりと守秘義務の問題は、従来から大切な課題として論議されてきた。今回、このようなテーマで論文にしようと思ったのは、臨床心理士の著名度が世間的にかなり知れ渡り、それに伴っての倫理的問題（秘密の問題が中心ではないが）があちこちに起こっていること、臨床心理士の国家資格が関係省庁の間で議論されるようになっていくこと、スクール・カウンセラーの派遣事業が拡大し、臨床心理士が今までの密室から出て、教育現場という、今まで以上に開かれた世間で仕事をしなければならなくなり、そのため心理臨床の専門家以外との関係が、日常場面が必要になったためである。学校という従来の心理臨床場面とは比較にならないほど、社会に開かれた日常場面で仕事をする時は、専門的秘密の定義や幅、守秘義務の範囲（内容と関係者）を、臨床心理士一人一人が自分の枠組みとして持っていないと、問題が多発するからである。本論文では、専門的秘密と守秘義務の枠組みや考え方と関係性を軸とした秘密の構造を明らかにしようとするものである。

秘密とは、1. かくして人に知らせないこと、2. 公開しないこと、と国語辞典に定義されている（金田一京助編、新国語辞典、小学館）。秘密には個人間の秘密と個人と公の間の秘密があ

るようである。法律的には、「秘密とは、一般的に知られていない事実であって、これを他人に知られないことが本人の利益と認められるものをいい、一般的に見て何人も他人に知られることを欲しない事項、または本人が他人に知られることを欲しない旨を明示した事項の両者を含む」（米澤敏雄、『秘密漏泄罪』大コメンタール第134条、青林書院）、と解釈されている。秘密保持は本人の実質のおよび心理的、利益・不利益に関係しているのである。われわれ心理臨床家としての専門的秘密保持は、クライアントの個人的資料を他人に知らせない他、事例の発表・出版、事例研究やスーパービジョンにおけるクライアントの個人資料、スーパーバイザーの個人資料にまで及ぶと考えられている。

2. 法的な枠組み

まず、秘密保護の目的と社会的な意味を法律の枠組みから検討してみたい。個人の秘密や職業上知れた秘密を保護することは、プライバシーの保護、人格権の尊重、公の利害得失に関する公平性の維持に不可欠である。だから、これらのことは法律によって定められている。逆に、守秘義務の看板の下に秘密にすることが、情報のある特定のグループの利害に関わったり、臭いものに蓋のように、都合の悪いことを隠すための防衛に使われたりする。だから公の情報は公開を原則としている。これらのことは、内申書開示訴訟のように自己に関わる個人情報、当事者が知る権利まで制限していた歴史があったことからわかる。法律は原則として、憲法第21条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」で、1. 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保証する。2. 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵害してはならない、と表現の自由と通信の秘密を保護している。これらの権利は、公共の福祉との関係で制限が必要とされている。また、人格権としての個人の名誉の保護と表現の自由との調整は具体的な事件によって多くの判例があり、個人と社会の関係はなかなか複雑なものがある。プライバシー保護や政治的介入の排除も憲法上規定されている。憲法第15条4「秘密投票の保障」で「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」とされ、これを受けて、公職選挙法第227条「投票の秘密侵害罪」では、「(前略、秘密を守る人々の列挙) 投票した被選挙人の氏名を表示したときは、2年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする」とされている。この規定の場合、虚偽の場合も同様としているところがおもしろい。

国会審議や裁判は公開が原則である。そこで、秘密が必要とされる時は、その要件が厳密に規定されている。例えば、国会法第63条「秘密記録の非公表」では、「秘密会議記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる」とし、これを受けて、参議院規則第236条「秘密を漏らした者」では、「国会法第63条により公表しないものを他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する」とされている。この場合、決議した部分のみを非公開とするとして、限定を加えている。裁判に関しては、裁判所法第75条「評議の秘密」で、1. 合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。2. (前略) 評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない、と裁判官の独立性を保障している。

守秘義務と秘密漏泄罪は、刑法と特別法に規定されている。すなわち、刑法第134条「秘密漏示」1. 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知りえた人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。2. 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知りえた人の秘密を漏らしたときも、前項と同様にする。秘密漏泄罪は親告罪である（刑法第135条）。この条文の趣旨を解説して米澤は、「第134条に限定列举されている犯罪主体は、職務の性質上人の秘密を知る機会が多く、また、職務を全うするためには依頼者の秘密を知る必要性もしばしば生じるのであるが、他方、これがみだりに漏泄されることになれば個人のプライバシーは著しく損なわれ、人は安心してこれらの職にある者を利用できなくなる。そこで、刑法は、ここに列举された職業に従事する者が本来その職業倫理上要請される秘密の遵守を刑罰により担保することとして秘密を保護する反面、一般の人々をしていっそう安心してこれらの職にあるものに対して秘密を開示することを得せしめ、その反射的效果としてこれらの職業を保護する機能も果たしているとしている（米澤、前掲書）。守秘義務は本来職業倫理であるが、これを法律化することによって、職業と依頼者の両者を保護しているといえる。また、第135条は、秘密保持は、秘密を漏泄された人と秘密を漏洩した人の個人的な関係と密接に関係し、秘密を暴露された人がそれを告訴するかどうかを選択する権利を保障している。このことは窃盗や強盗のような犯罪とは異なる性質を持っていると言えよう。

秘密漏泄罪に関しては、医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知りえた人の秘密を漏らした時に成立する犯罪である。秘密漏泄に関しては、特別法においても、刑法第134条で列举された人々についてより特別的に規定されていたり、刑法第134条では規定されていない人々においても規定されている。それらは職務によって興味深い特質があるので、特別法上秘密を漏らしたことに付き、規定している場合を検討してみよう。

弁護士や公証人、医師等は、刑法以外にも特別法で守秘義務に関して規定されている。弁護士は、弁護士法第23条「秘密保持の権利及び義務」で「弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りではない」とされている。弁護士以外の人々が守秘義務として、義務のみが規定されているのに対して、弁護士は、秘密保持の権利があるとされている。弁護士は依頼人の不利益になることに対しては、秘密保持の権利を持っているからである。証言拒絶権に関しては、弁護士以外の刑法第134条で列举された人々に対しても与えられている（刑訴法第149条「業務上秘密と証言拒絶権」、民訴法第281条1項2号「証言拒絶権」）。公証人は、公証人法第4条「事件の漏泄禁止」で「公証人は法律に別段の定めがある場合を除くの外其の取扱いたる事件を漏泄することを得ず。但し囑託人の同意を得たときはこの限りにあらず」とされている。公証人の秘密漏泄禁止は、「扱った事件」そのものを漏泄してはならないことになっていて、他の者が事件に含まれる秘密事項にのみ守秘義務が課されているのとは異なる。それだけ公証人は広範囲の縛りを守秘義務に関しては負っていると言える。更に、公証人法第25条「書類の持出し禁止」では、「公証人の作

成した証書の原本および其の附属書類（中略）は、事変を避くる為にする場合を除く外之を役場外に持ち出すことを得ず（後略）、として記録の持ち出しを禁じている。これらの規定から考えて、臨床心理士も記録の管理を徹底することを考えなければならない。また、公証人法施行規則第6条「書記の守秘の誓約」として、公証人は、あらかじめ書記に、その役場で取り扱う事務について、公証人が事務上漏らすことのできない事項を漏らさない旨を誓約させねばならない、と規定され、守秘義務は資格を持った当事者だけでなく、関係者全員の守秘義務の誓約が必要とされる。開業臨床心理士の場合も、事務員や研修生等に守秘義務を徹底させる必要がある。また、この規定には、あえて、嘱託人の同意による除外規定がある。一般に本人の同意（承諾）がある場合は、漏泄行為の違法性が失われるのに、あえて、明文化しているところは興味深い。

資格を持っている人々だけでなく、公証人法の規定のように、その場に関係している人々に対しても守秘義務を規定していることが他にも見られる。例えば、医療法第72条「秘密漏泄」では、1. 当該官吏若しくは吏員又はその職にあった者が、故なく第5条2項または第25条の規定による診察録又は助産婦の検査に関して知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。2. 職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であった者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である、と規定され、さらに疾病によっては更に、性病予防法第29条「秘密漏洩」では、1. 医師が、性病にかかっているかどうかに関する健康診断又は性病の治療に際して知得した人の秘密を、正当の理由なく漏らしたときには、これを一年以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。2. 第11条の規定（強制検診）により健康診断をした当該吏員その他性病予防の事務に従事した公務員又はこれらの職にあった者が、その職務執行に関して知得した人の秘密を正当の理由なく漏らしたときも、また前項と同様である、と関与した吏員を含んでいる。また、母体保護法第27条「秘密の保持」では、不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事したものは、職務上知りえた人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする」。罰則規定の同法第33条で、「第27条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」と事務に従事したものに対して守秘義務を課している。

刑法には規定がないが、特別法で規定されているものに、国家公務員、地方公務員、行政書士、自衛隊員、公認会計士、弁理士、家事調停委員、先の国会で通過した精神保健福祉士などがある。これらは罰則規定（量刑の軽重）に若干の差異はあるが、ほぼ同じような文言で規定されている。例えば、国家公務員法第100条「秘密を守る義務」1. 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。罰則規定は同法第109条12号、一年以下の懲役又は3万円以下の罰金とされている。（地方公務員法第34条「秘密を守る義務」、司法書士法第11条「秘密保持の義務」、行政書士法第12条「秘密を守る義務」、自衛隊法第59条「秘密を守る義務」、公認会計士法第27条「秘密を守る義務」、弁理士法第22条「守秘義務等の違反の罪」、家事審判法第31条「人の秘密を漏らす罪」などの他にも、医療業務、法律業務、会計業務に関わる職業人に対して多くの特別法がある）。

臨床心理士にとっても守秘義務は当然必要な義務ではあるが、それが国家資格でないゆえ、他の身分を兼業し、その職務行為上知得した秘密でないかぎり、現行法上処罰規定はない。近代法では、罪刑法定主義が採られる以上、仮にいくら必要があっても類推適用したり準用したりする

ことは許されない。刑罰は法律上（条例も含めて）の規定で明記されない限り、その実害が甚大でも処罰の対象となりえない。従って、現行法上では秘密をもらすこと自体は処罰の対象とはならない。近い将来、臨床心理士法が制定されると、これまでの他の法律に基づく資格と同じく、守秘義務が法律上規定されることは予想される。その場合は、当然法律上罰せられることになる。但し、臨床心理士であろうとなかろうと臨床心理行為を児童相談所で行った場合には、守秘義務規定がある。児童福祉法第61条「守秘義務違反の罪」では、児童相談所において、相談、調査および判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する、と規定されている。守秘義務が主に身分法で規定された人に対する義務であるのに対して、この法律は、行為を行う場所と仕事が限定されている。児童相談所には多くの臨床心理士が働いているが、臨床心理士に対する身分法がない故であろう。児童相談所の職員の多くは、公務員であるから、地方公務員法や国家公務員法が適用されることは当然だが、この法律に特別に規定されている意味を、臨床心理士は考えておく必要がある。

臨床心理士は刑法上の秘密漏泄罪は適用されないが、秘密を漏らしたことが刑法上の名誉毀損罪の構成要件に該当するときは、当然同罪が成立する。刑法第230条「名誉毀損」1. 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損したものは、その事実にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する。2. 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。これらの罪は親告罪である（刑法第232条）しかし、名誉毀損罪は秘密漏泄罪と要件を異にする。名誉棄損罪は「公然事実を摘示して人の名誉を毀損すること」が要件となり、秘密を漏らすこと自体とはややその類を異にする。名誉棄損罪の一番大きな要件は公然性であり、単に個人に漏らしただけでは成立しない。即ち、多人数に対してなされるか、文書の配付により仮令当初は少数者、特定者に対してだけのものでも、それが転々として結局多数の者がその内容を知るに至ることを予期して行えば公然であり、名誉棄損行為となる。また、その内容が人の社会的評価を低下させる事実の告知（棄損行為）である。棄損行為は害される危険性があればよく、現実には害された危険性は不要である。この他、秘密を漏らす罪と名誉棄損罪とは種々要件が異なるが、同時に双方が成立する可能性のある行為である。

以上は刑法上の罪であり、民事的には秘密を漏らしたことが他人に損害を与える場合、民法上の不法行為を構成する。民法第710条「非財産的損害の賠償」他人の身体、自由又は名誉を害したる場合と財産権を害したる場合を問はず前条の規定に依りて損害賠償の責に任ずる者は財産以外の損害に対しても其賠償をなすことを要す、と規定されている。これは秘密を漏らす人の身分資格は厳密には関係がないのではないかと考えられる。刑法上の秘密漏泄罪が身分犯で一定の資格を持つ人々の行為に限られるが、民事上は原則として、臨床心理士の場合も、秘密を漏らされた人が損害を受けた時、不法行為が成立すると考えられる。これは、臨床心理士が守秘義務に関して、クライアントと明示または暗黙の合意があること、臨床心理士とクライアントの間には、臨床心理行為の契約の基本をなす高度の信頼関係があり、秘密の漏泄は信頼関係の破壊であり、これが違法性を構成し、不法行為をなすと考えられるからである。

「名誉」とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する

主観的な評価、すなわち名誉感情は含まない（最高裁判例昭和45年12月18日）。われわれ臨床心理士は、もっぱらクライアントの主観的名誉を重んじて仕事をしている。主観的名誉が重んじられておれば、親告罪である名誉毀損罪や民事上の不法行為を行うことは滅多にないと言える。だから、もしクライアントから訴えられるようなことがある場合は、われわれの臨床心理行為の中身と質が問われなければならない事態なのである。特に、クライアントの病態水準や現実の状況を熟知した臨床心理行為を、臨床心理士が行わないと、クライアントは主観的名誉が傷つけられたと感じる事は多い。臨床心理行為において今後問題が起こるのはこの点においてであると思われる。

以上法的な規定を述べてきたが、守秘義務は基本的には個人と個人の関係の倫理に基づいていると言える。関係と倫理の問題は、なかなか法的に決められない要素を持っている。家族の問題が家族法で簡単に決められないような要素と同じ種類の問題を、守秘義務に関する問題も持っている。それは多分に心理的な問題なのである。次に本稿の主目的である秘密保持に関する倫理的・道義的・心理的意味を考える。

3. 倫理的・道義的責任と秘密保持に関する心理学的意味

臨床心理士倫理綱領（財団法人日本臨床心理士資格認定協会定め）第3条「秘密保持」

臨床業務従事中に知りえた事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。また、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、来談者の秘密を保護する責任を持たねばならない。

臨床心理士の倫理綱領に違反した者に対しては、臨床心理士倫理規定が定められており、倫理委員会を制定し、嚴重注意、一定期間の登録停止、登録の抹消など罰則が定められている（臨床心理士倫理規定第7条2）。

先にも述べたように守秘義務は職業倫理の要請によっている。臨床心理士が職業倫理上問題がある場合は、それこそ問題であるが、臨床心理行為には、クライアントとの転移・逆転移関係のように、倫理的に考えるだけでは難しい問題がある。それは臨床心理士個人の問題や人格的な問題もあるが、臨床心理行為そのものに内包する問題があるからである。この点を少し検討してみる。

1) 秘密の魅力と人間関係

守秘義務が、あらゆるとっていいほどほとんどの身分法に規定されているのは、ひとの秘密には、人と人との間に、上下関係や力関係を生じたり、利益・不利益をもたらすからである。また、罰則規定まで設けてそれを規制しているのは、利益・不利益だけでなく、前述したような法学的な趣旨もあり、また同時に、心理学的な問題、人がいかに自分しか知りえない秘密を守ることが難しいか、人の秘密を暴露する誘惑が高いかの心理的要因があるからである。「王様の耳はロバの耳」という寓話があるが、王様の秘密を漏らすことが死罪につながる事が分かっているにもかかわらず、秘密を喋る誘惑に勝てなかった。ついに穴を掘ってそこに喋るが、風が吹くたびに穴からそれが漏れ聞こえてくるのである。風評とはよく言ったものである。週刊誌には、それこそゴシッ

ブ記事が毎週よく飽きないかと思われるほど載せられている。有名人の個人情報、それこそ趣味や好みから、婚約・結婚・離婚と他人には全く関係のないことが話題となる。一般人では、離婚や結婚が週刊誌の話題になることはないが、井戸端会議の話題になることは多い。

心理療法や心理査定は人の秘密に関係する。臨床心理士はもっぱら人の秘密を聞く仕事である。「ここでお聞きしたことはあなた以外の人には話しません」ということを契約に加えているのは、秘密に関与するときの問題を、臨床心理士とクライアントの双方が感じているからである。それに、臨床心理士は職業的な訓練を受けており、秘密保持に関しては一般的な人よりも数段に鍛えられている。だから、普通の意味では秘密の漏泄は起こらない。しかし、秘密は人間関係の疎密に関係する。契約にある「あなた以外」には、文字通りには、あなた以外で、親・兄弟・親戚はもとより、担任や友人などあらゆるクライアントの関係者を含んでいる。しかし、本人以外には秘密にするという、心理療法の契約を守ることは、簡単なようで簡単でない場合がある。プレイセラピーにおいて、子どものプレイの内容をどこまで親に秘密にするか、生徒の秘密を、保護者や担任、生徒指導の先生、管理職にどの程度まで話していいのかは、経験の浅いプレイセラピストやスクール・カウンセラーにとって難しい場合があるのも事実である。秘密には、秘密を共有した人間間の関係を強化する反面、秘密の外に置かれた人間との関係を疎遠にするからである。プレイセラピストと子どもの間に秘密を共有していることは、両者の関係を密にはすると同時に、母親（両親）と子どもの関係を疎遠にする働きをする。母親と子どもとの関係が、セラピストと子どもの関係より疎遠だと感じた母親はセラピストに対して不信感や嫉妬やそれにまつわる諸々の感情を懐いても不思議ではない。プレイセラピーにおいて、親はスポンサーであり、保護者であり、親権者である。スポンサーや保護者の機嫌を損ねては、子どもを連れて来なくなり、セラピイ自体が成り立たなくなる。と、言って、子どものプレイルームでの行動を具体的に報告したのでは、子どもはセラピストに不信感を抱いて、肝心の自己表出的なプレイをしなくなる。セラピストの秘密保持は子どもの親からの自立を促し、個の確立のプロセスを進展させるので、子どもとの間の関係と秘密保持は必要である。

同じようなことが、スクール・カウンセラーと保護者・担任・生徒指導の教師・管理職との間にも生じる。特に、学校においては、管理の法的な権限と責任が校長に集中している。もし、管理下において子どもに問題が生じたら、スクール・カウンセラーにも当然の当事者責任はあるが、最終責任は全て校長にある。このことから、校長としては、全ての事を掌握しておきたいと思うのは、学校という社会においては当然のことなのである。特に、子どもの心理的問題が、今の時代、社会的問題に拡大する恐れが常にあり、学校と社会の壁が薄くなっている。また、小学校においては担任、中学校においては担任と学年会、高校においては、担任と教科担当者が児童・生徒と密接な関係と権限と責任を持っている。先程のプレイセラピストと両親と子どもの距離の取り方のような関係が、学校にも存在するのである。カウンセラーと子どもの間の秘密は、カウンセラーと子どもの距離を密接にするが、それは同時に他の関係者との距離を疎遠にする。カウンセラーと他の関係者のコミュニケーションが円滑でないと、プレイセラピストと母親のコミュニケーションが円滑でないのと同じような、カウンセラー疎外の現象が起こるのである。さらに、学校は家庭と異なって、それ自体が社会であるため、規則が存在する。校則の違反は、カウンセラーにとっては、子どもの自己表現の一種であり、問題の提起であり、個性化の過程のシンボル

的行動だとしても、それを容認することは、カウンセラーも学校社会にとっては異端者と見なされる危険性を帯びる。と、言って、子どもが打ち明けた秘密を校則に違反するからといって、他の学校関係者に漏らすことは、子どものカウンセラーへの信頼感を損ね、自ら役割を放棄することにもなりかねない。

2) 文化的抵抗・発達の抵抗

「奴の秘密を握った」というセリフがあるが、秘密を握られた方は秘密を握った方に対して弱みを持つことになる。恐喝は相手の秘密の弱みに対して通常行われる。秘密が白日に晒されるともはやそれは恐喝の種にはならない。カウンセリングに対する抵抗の一つに、家の恥は家で解決すべきで、家の外に持ち出すものではない、というものがある。日本社会では特に「内」と「外」の区別が強い。「家」を「うち」と呼ぶのもその現れの一つである。関係の強化と同一性の確保のために、秘密を共有することが力となる。秘密結社は、その集団内だけで共有し、外に対しては絶対に明かしてはならないことが多いほどその団結力は強くなる。「秘仏」といわれている仏像や御神体は滅多に開帳されない。それゆえ霊験があらたかだ、と信仰されるのである。日常的にありふれたものでは、ありがたみがない。ありふれた石ころでも、ひとたび魔力を持つと言いふらされ、隠されるとありがたい神様に早変わりする。「ありがたい」という仮名を漢字変換すると「有り難い」となり、それは存在が希有であるという意味である。

秘密は人間関係の程度・深さ・距離に関係する。秘密を共有した者同士は、関係が強化されるが、秘密にされた方とは距離が開く。思春期になると親に秘密にする事柄が多くなっていくが、それは親との距離を取る心理的な動きであり、自立への道程といえるものである。いい歳をした大人になってまで、「自分は今でも親には何でも打ち明ける」という人があるが、本人の得意さに反して、周りの人間には気味の悪さが残る。その人は親との関係は確かに親密ではあろうが、自立した人間として他人との関係の作り方には問題が残るからである。特に、自分の配偶者や子どもとの関係に問題があることをこの一言は露呈している。それは父親コンプレックス・母親コンプレックスの表出でもある。こういう人にかぎって、夫婦で解決したり、話し合ったりしなければならないことを、先ず親に相談したりするのである。親との心理的距離が配偶者よりも密であるので、結婚生活がうまくいくはずがないのである。むろん日本はかつて（今も残っているが）家社会であったため、親に相談することが直ぐに自立不全とまでは言えないかもしれないが、それでも、個人対個人の関係に家の要素（文化）を持ち込んでいることは確かである。

3) 秘密保持と人格の大きさ

どのような職業であれ、どのようなグループに所属していようが、「口が固い」ことはリーダーや幹部の要件である。これは個人間の秘密を守ることが、実務上必要であるという以外に、「口が固い」ことはその個人の人格の大きさや自我の強さと関係しているからである。大事であることとそうでないことの区別や自分が言ったことの影響の範囲や程度や自分の発言の相手への損傷や不利益を考慮することができる能力は、人格の成熟と大きさに強く関係しているのである。それは、自分の人格が納めえる範囲の事柄に関する秘密は守ることが容易であるのに対して、自己の人格の保持できる範囲を越える事柄に対しては秘密を守るのが難しいことから明らかである。

秘秘保持は超自我の機能のように思われるが、自我に統合されていない超自我の機能だけで秘秘を守ろうとしても、先に述べた「王様の耳はロバの耳」のように、秘秘を持ちきれないで、衝動に負けてしまう。だから秘秘保持は人格の大きさと質に関係するのである。質を問題にしたのは、相当な人格の持ち主であったとしても、自分の個人的なコンプレックスに触れる問題に関しては、秘秘保持が難しくなったり、逆に、オープンネスに欠けたりする。普遍的なコンプレックスに関係する問題に関しては何人にとっても秘秘保持は難しくなる。「王様の耳はロバの耳」は、「王様」という元型的なコンプレックスと人間としてのアイデンティティを疑うような「ロバの耳」の二つの衝撃を床屋に与えている。「王様」の秘秘は一つでも大変なのに、彼は元型的な秘秘を二つも抱え込んだのである。「死罪に処せられる」という超自我の圧力さえ、彼の自我を越える問題のためには無力であった。

皇后陛下が失声症に罹られた。これに対して心理療法が行われたかどうかは、それこそ秘秘にされていて明らかにされていないが、もし心理療法が行われていた場合、どうして失声症に罹られたのかの心の深層には、天皇家の人間関係や皇后陛下の個人的心理状況を明らかにする情報が含まれる。「王様」の秘秘を守秘する心理療法家の人格の大きさは、大変なものとなるであろう。もし、心理療法家の人格が秘秘を保持できるだけの大きさが無い場合は、心理療法家の人格がその「秘秘」にやられてしまうことが起きかねない。ダイアナ妃が神経性の摂食障害を患っていて、心理療法を受けられていたことや治療者や治療機関も明らかにされている。パパラッチ達は、ダイアナ妃を執拗に追い回していたが、治療者を追い回していたとは聞かない。勿論、治療者には守秘義務があり、何も言わないとしても、もしこれが日本ならば、皇室のことなので、全くの追いかけるか、執拗に追いまくられるかのどちらかになったのでは、と想像される。女優の妊娠や整形に関して、関係者がマスコミに追いかけていることが、わが国ではしばしば見られるからである。俳優や女優、スポーツ界のヒーローはしばしば元型の役割を担っている。精神分析の昔のクライアントの多くは、貴族・上流階級・俳優や女優等の有名人であった。ユングの晩年のクライアントが社会的に名の知れた人であった。秘秘保持が心理療法家の人格に及ぼす影響が多であることが推測される。筆者自身、20年前にある有名人の心理療法を依頼されたことがあったが、引き受けなかった。心理療法に関してのみでは、引き受ける自信はないこともなかったが、「〇〇、某大学助教授と密会！」という、マスコミに追いかけることを避ける自信がなかったのである。その後の、彼女の数奇な運命を見たときに、引受なかったことに今でも複雑な思いが残っている。われわれ心理療法家は社会の不特定多数の人と関係のないところで通常は仕事をしている。秘秘で会うのが仕事である。ダイアナ妃の心理療法家のように、マスコミと関係せずに仕事ができればそれにこしたことはないが、わが国の文化がそれを許すかどうかは今でも疑問である。無論、その当時の筆者の人格が彼女の秘秘を断固として守秘するだけの大きさがなかったことが大きいのだが。

筆者が秘秘保持に自己との葛藤が起きたことには、元型的なコンプレックスや個人的なコンプレックスに関係する事が多い。一つは、近親相姦や性同一性障害のクライアントであった。秘秘保持の葛藤が起きたのは、単に近親相姦や性同一性障害の事実に対してではない。そこで述べられたことが、普通に自分が考えていたことと（文献や小説を含む）全く異質の次元の事柄であったことによるのである。心理療法家の自我が包み込める範囲外のことであったためである。

日常接する頻度の高い人の心理療法を引き受けるのは一考を要すると言われている。非日常の心理療法の世界と日常の世界の境界が曖昧になるからである。秘密保持に関しても難しい状況が日常世界で生じるからである。クライアントの語った不倫の事柄が、その不倫相手と日常接する必要があった時に、表面的な秘密保持は簡単だったが、どうしてもクライアントの語る影の部分で日常接する相手に重ねてみてしまうことを防ぐことが難しいのである。日常接する相手には、自分の個人的コンプレックスの投影が生じやすい。自分より社会的に上位の人やその関係者、自分より人生経験や異種の経験を積んでいる人には、日常接する人と同じように自分のコンプレックスを投影しやすい。それだけに秘密保持に心的なエネルギーが必要となる。心理療法家は、自分の人格の成長の限界が治療の限界であることを知っている必要がある。そうでないとそれを越えたときに秘密が保てなく危険性があるからである。

4) 公刊と同定不能

学問と実際の心理臨床とは、クライアントの個人的なレベルで見ると、時どき葛藤が生じる。これは医学研究と臨床医学との間でもしばしば問題となっている。臨床心理学の発展は、事例研究を主たる基盤としている。心理臨床学会の機関誌が事例研究を中心として編集されているのを見てこの事は明らかである。臨床心理学の学問的発展はやがてクライアントに寄与する。しかし、その時のクライアント自身に関して見れば、どれだけ役に立つかは疑問である。ここに臨床心理学関係の論文や専門書を公刊する時の倫理的問題が生じる。それは主に、守秘義務との関係であり、今まで臨床心理学領域において守秘義務が実際の問題とされたのは、先にも述べたようにほとんど出版に関する問題であると言ってもよい。

出版に際しては、ハッキリした基準がある。それはクライアントが同定されないことである。クライアントが同定されないことは、当たり前のことであるが、学会機関誌の編集をしていて、時々これに触れることが見られるのである。これには、著者の不用意な場合もあるが、クライアントと親しい関係が樹立されていると、同定される基準の境界が曖昧になっている心理的要因もある。

マイケル・フォーダム(1997)は、『ユング派の心理療法』で、「出版は患者と分析家の関係に影響を残す。ここでの基準は、材料が十分に徹底操作されており、患者はそれを同化しては葛藤に捕らえられていないこと。分析家は出版の責任をとり、必要な場合、患者が直接的個人的にそれに反応できること。もし、これらの条件が満たされれば、患者の出した材料を出版するのに躊躇する必要があるとは思えない(Pp. 95~96)」と述べている。クライアントが同定されないとしても、クライアントには自分のことだと分かるので、出版によるクライアントの心的動揺に配慮の必要なことである。それには公刊される材料をクライアントが客観的に眺められるだけの「終わっていること」を必要としている。「終わっていること」の形式の一つとしてクライアントの出版同意の必要性がある。出版許可に関して、鎌幹八郎(1997)は、「学会発表などで、事例を通して問題を究明する研究であれば、クライアントの許可を必要とすることを常識としなければならないだろう。研究論文や著書として事例を記述する場合は、例外なくクライアントの許可が必要であると考えられる。論文や著書は専門家向けのもではあるが、不特定多数の人びとを相手にした研究の公表であり、問題点の議論である。だから、いかなるかたちにおいても、

クライアントのプライバシーを傷つけることがあってはならない。事例が善意の上で書かれていたり、好意的に書かれていたりしても同じである」（「心理臨床における『倫理感覚』の育成」p. 214），と述べ、許可を取ることを常識としている。先の法律上の枠組みで述べたように、秘密漏泄罪は親告罪であり、本人の許諾が有る場合は、刑法上の秘密漏泄罪に当たらないことから考えても、鑑のいう出版に際してクライアントの許可の必要性を常識とする、という考えは正当である。

しかし、心理療法家の養成機関である大学の教官の中にはこれと意見を異にする人もいる。大学の心理・教育相談室の機関誌である相談室紀要は、研究と実践の初心者や途上者が主な発表者である。心理臨床学会の機関誌の事例投稿要件には、終結した事例であることが原則になっているが、相談室紀要でこの要件を満たすとすると、実際に論文を公刊できる人が限られてくる。継続ケースの出版に関して、クライアントの許可を取ることはクライアントの心理的抵抗を増大される。フォーダムが述べているように、材料がまだ徹底操作されていないからである。執筆者の多くが大学院生で、執筆すること自体が臨床心理学者や臨床心理家の教育課程の一貫として行われていることもあって、許可の必要性に関して実際上の疑問が呈されている。しかし、守秘義務を負っていることは、何人であれそうであるので、例えば、京都大学教育学部心理教育相談室紀要の表紙の裏には「本誌は、京都大学教育学部心理教育相談室のスタッフの研究と訓練を主たる目的として発行するものである。本誌は専門家に限定して配付することを前提とし、事例を提供するものであるから、読者には秘密の保持について格別の配慮をお願いしたい」とあり、配付の目的と範囲が限定されている。これらの文言は、京都大学と同様の心理教育相談室を持つ他の大学（九州大学、広島大学、名古屋大学、上智大学など）の紀要にも記されている。

これらの解決には、臨床心理学と心理臨床実践、およびその訓練の社会的認知との関連性から今後議論すべき問題だと思われる。

5) 専門家の訓練と守秘義務

「カウンセラーをしている」というと、一般人からよく質問されることが幾つかあるが、その一つに「人の悩みばかり聞いているとカウンセラー自身が変になりませんか？」がある。このような質問をされたときに、筆者は通常、われわれ心理療法家は、自分が変になるのを防ぐために、自分がカウンセリング（教育分析）をしてもらったり、スーパーヴィジョンを受けたりする、と答えている。確かに、自分の技量を越えた話を聞かされ続けると変になることが起こる。われわれがこのような危険性を感じるときは、スーパーヴィジョンを受ける。

人は他人の事でも自分の事でも秘密を持ったままに腐心する。守秘が自分の器を越えた事項に関して、特に難しいことはすでに述べた。クライアントが自己の秘密を誰にも喋らないでおくことがたいへん難しいことがある。人は自分のことを知ってもらいたい気持ちがある。しかし、秘密を漏らされると現実生活がたいへんになるので、苦心するのである。臨床心理士の必要性は、自分を知ってもらってしかも秘密が保持される点である。更にいえば、一人の人に自己の秘密を話しておくと、他人に対して秘密を守れる可能性が多くなる。換気口がひとつあると部屋の空気が正常に保たれるのである。臨床心理士が自己の器を越えた話を聞き、秘密の保持が苦しくなる、この時にこそ必要なのがスーパーヴィジョンである。クライアントがカウ

セラーに話すことによってより自己の秘密が守れるように、カウンセラーもスーパーバイザーに話すことによって、秘密保持が容易になる。スーパーバイザーは少なくともスーパーバイジーよりは器が大きいからである。スーパーバイザーは、スーパーバイジーの個人的な資料、およびスーパーヴィジョンの内容に関して守秘義務を持っている。われわれ臨床心理士がスーパーバイザーを持ち、そのスーパーバイザーが更に自分のスーパーバイザーを持っているという、スーパーバイザーの連鎖が、専門家としての訓練の一つとしての守秘義務の遵守を基本的に支えているといえる。

付 記

守秘義務に関する法律上のことは、弁護士松岡滋夫先生のご指導を受けた。記して感謝申し上げる。

文 献

- 我妻 栄 (1987)「法律における理屈と人情」(第2版) 日本評論社
財団法人日本臨床心理士資格認定協会 (1998)「平成10年度臨床心理士関係例規集
鑑幹八郎 (1997)「心理臨床における『倫理感覚』の育成, 心理臨床学研究, 15巻2号, 211~215)
平井宜雄他編 (1998)「六法全書平成10年度版」有斐閣
星野英一他編 (1998)「有斐閣判例六法平成10年度版」有斐閣
マイケル・フォーダム (1997)「ユング派の心理療法」(氏原・越智訳) 誠信書房
前田重治 (1991)「学術発表と出版の倫理」季刊精神療法, 17(1)22~27
村瀬孝雄 (1996)「臨床心理士の倫理をめぐって」臨床心理士会報, 13号17~20
村本詔司 (1998)「心理臨床と倫理」朱鷺書房
米澤敏雄 (1997)「秘密漏泄罪, 第134条」『大コメンタール刑法第5巻』, 青林書院